

○財務省告示第三百四十八号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十五年十月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十五年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一百零二号）第二十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非」

五

募 方

価格競争入札発行」という。）

イ

入札競争
価格競争
発行

各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り

ロ

国債市場
特別参加者

各債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申

込みの応募額を割り当てて各申

六

発

イ

入札競争
価格競争
発行

額面金額で一兆九百五十七億円のうちに基づき発行した利付国債に

ついで九千七百五十万円の面金額で五百五十

億の財源の確保を図るため法律第

二条第一項の規定に基づき発行

した利付国債に十三億四千三百

金で四千万円、特別会計に関する法律

第四百六十一条第一項の規定に基づ

き発行した利付国債については

は、額面金額で五千九百三十六

億十萬円、同法第六十二条

第九十六項の規定に基づき発行した

特別会計に関する法律第四十六

ロ

国債市場
特別参加

条第一項の規定に基づき発行し

十 十										十 十										九 八			七																								
三 二					ロ イ					一 一										振 額 最			口 イ					払 込 金																			
の	経	利	行	争	非	者	特	国	入	価	発	行	行	日	振	額	最	替	単	位	行	争	非	者	特	国	入	価	払	込	金	行	争	非	者	特	国	入	価	第							
払	過	利		入	札	格	第	参	市	札	格	競	争	格	替	額	面	単	位	入	札	格	第	参	市	札	格	込	金	額	入	札	格	第	参	市	札	格	I								
み	子	率		発	競	I	加	場	行	行	争	格		日	位	金				発	競	競	I	加	場	行	争	額	額	額	発	競	競	I	加	場	行	争	I								
(一) 年															七															五			千										で				
式															銭															万			六										千				
は															面															万			十										三				
、															上															万			九										十				
募															の															万			億										四				
入															そ															万			八										億				
決															れ															万			千										億				
定															の															万			七										億				
の															つ															万			百										億				
通															き															万			九										億				
知															の															万			十										億				
を															心															万			八										億				
受															募															万			七										億				
け															価															万			六										億				
た															格															万			千										億				
の															十															万			九										億				
算															四															万			百										億				
者															十															万			十										億				
者															十															万			十										億				

の記載又は記録は、最低額面金額とする。平成二十五年十月二十四日

額面金額につき百三十四円、額面金額につき百三十四円、額面金額につき百三十四円

式は、募入決定の通知を受けた者

十号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{34}{365}}$$

(二) 発行時に、その利息に係る所得が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合は、前記(一)の算式により算出した金額に該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得の税率を乗じた金額)を控除することができ

十四 初期利子

平成二十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.7}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属す

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償
込 札 場 利 還 還
期 参 所 金 還 還
日 加 支 支 額 限

平 財 日 額 平 る
成 務 本 面 成 利
二 大 銀 金 四 子
十 臣 行 額 十 支
五 か 百 五 年 支
年 ら 円 年 九 払
十 通 につ き 月 〃
月 知 を 百 二 十
二 受 円 十 日
十 け 百 日
四 け 円 日
日 者